平成 18 年 12 月 26 日制 定 平成 28 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第1条 この細則は、総合地球環境学研究所図書室図書等利用規則(平成18年12月26日制定規則第70号。以下「利用規則」という。)第6条、第11条及び第18条の規定に基づき、図書等利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書等の貸出し)

- 第2条 利用規則第2条第1項に該当する者は、所定の手続きを経て、図書等の貸出しを 受けることができる。
- 2 前項の者のほか情報・図書委員会委員長(以下「委員長」という。)が認めた者は、所 定の手続きを経て、図書等の貸出しを受けることができる。

(貸出しの冊数及び期間)

第3条 貸出しの冊数及び期間は、1人30冊、1カ月以内とする。

(借用の予約)

第4条 貸出中の図書等を、返却後直ちに借用しようとする者は、その予約をすることができる。

(貸出期間の更新)

第5条 利用者は、当該図書等について前条の予約がない場合、1回に限り貸出期間を更新することができる。

(図書等の返却)

第6条 図書等の貸出しを受けた者が、利用規則第2条第1項の身分を失った場合又は3 カ月以上勤務地を離れる場合は、貸出期間中であっても、速やかに貸出しを受けた図書 等を返却しなければならない。

(参考調査の範囲)

第7条 参考調査の範囲は、原則として、依頼事項に関する参考文献の紹介及び依頼事項 に関する文献を所蔵する文庫、図書館等についての情報提供とし、学術研究の目的に沿 わない調査依頼等については、回答を行わない。

2 前項の参考調査の範囲内にあっても、特に多大の経費又は時間を要し、他の参考調査 業務に支障を及ぼすおそれのある調査については、行わないことがある。

(参考調査の申込み)

第8条 参考調査の依頼は、文書により申し込むことができる。

(雑則)

第9条 この細則の定めるもののほか、図書等の利用に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この細則は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。 附 則

この細則は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。